

8930 Vol.67

ヤ ク ザ ゼロ



大切にしたい私たちの県花

🌸より明るく住みよい神奈川をめざして🌸



暴力団追放「三^{ワン}ない運動+1」の推進

暴力団を

- 恐れない
- 金を出さない
- 利用しない
- 協力しない

を実践しましょう



公益財団法人

神奈川県暴力追放推進センター

第22回 神奈川県暴力追放 県民大会開催

平成25年9月5日、神奈川県立音楽堂において、当センター主催、神奈川県・神奈川県警察後援による「暴力追放県民大会」を開催致しました。

大会には、当センター会長の黒岩県知事、副会長の石川警察本部長をはじめ、御来賓として古沢県議会議長、大野横浜地方検察庁検事正、宮崎県公安委員長、仁平横浜弁護士会会長等多数の御出席のもと、県内の職域・地域の暴力団排除組織関係者等約1,000人の参加を得て盛大に開催することができました。



第1部では、会長・副会長の主催者あいさつ、暴力追放功労団体及び個人の表彰、県議会議長による来賓祝辞のあと、参加者を代表して、鎌倉暴力団排除推進協議会会長による力強い大会宣言が行われました。

第2部は、警察本部暴力団対策課員による寸劇「改正暴力団対策法について」ののち、厚木市長小林常良氏による「セーフコミュニティ認証都市 あつぎ」と題した特別講演が行われ、盛会のうちに終了致しました。



会長 黒岩知事のあいさつ



副会長 石川警察本部長のあいさつ



古沢県議会議長の来賓祝辞



厚木市長小林常良氏による特別講演



寸劇「改正暴力団対策法について」

暴力追放功労表彰



功労表彰

1 団体功労表彰

- 厚木市 総務部契約検査課・危機管理部くらし交通安全課 様
(代表 厚木市長 小林 常良 様)
- 海老名市 財務部契約検査課・市民協働部地域自治推進課 様
(代表 海老名市長 内野 優 様)
- 鎌倉暴力団排除推進協議会 様
(代表 会長 豊島 廸彦 様)

2 個人功労表彰

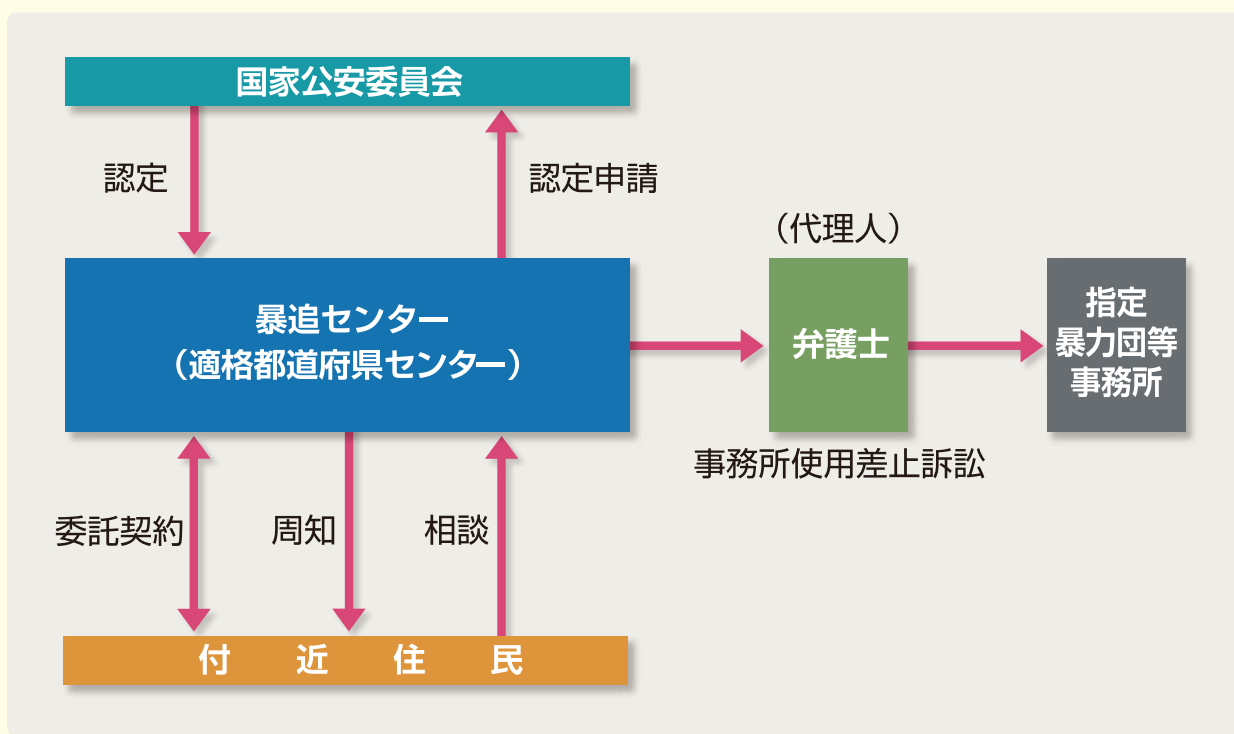
- 増田 茂 様 (浦賀暴力団排除推進協議会 会長)
- 星川 光明 様 (多摩区暴力団等排除協議会 会長)
- 八木 茂 様 (大船暴力団排除推進協議会 会長)

適格都道府県センター制度が 施行されました (H25.1.30)

●適格都道府県センター制度とは

国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、自己の名をもって一切の裁判上又は裁判外の行為を行うこと。(法32条の4第1項)

●適格都道府県センター制度の概要



- 暴追センターが住民等からの指定暴力団の事務所使用差止訴訟に関する相談を受けた場合は、暴追センター内の検討部門において弁護士等の専門的知識・経験を有する者の助言、意見を聞いて委託を受けることが妥当かどうか等の検討を行い、理事会において最終的に委託を受けるか否かを決定します。
- 委託を受けることに決まれば、暴追センターとの間で委託に関する契約書を取り交わします。
- 他の住民にも委託の機会を与えるために、委託を受けたことを周知します。
- 訴訟に関する手続きは、弁護士が追行します。

暴追センターからのお知らせ

平成24年7月に暴力団対策法の一部が改正され、暴追センターが暴力団事務所の付近住民等の委託を受けて、組事務所の使用差止請求訴訟を行うことができるようになりました!!

Q1 どのような法律ですか？

A 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（通称暴力団対策法）で、昨年7月26日に法の一部が改正され成立した制度です。（本制度は、平成25年1月30日施行、神奈川県暴追センターは、平成25年4月25日から受託できるようになりました。）



Q2 どんな制度なの？

A 暴追センターが、**指定暴力団等の事務所の付近住民等**で、事務所の使用により**生活の平穏又は業務の遂行の平穏が違法に害されている**ことを理由として事務所の使用差止めの請求をしようとするものから**委託を受けたときは、暴追センター名で事務所の使用差止請求の裁判をすることができる**という制度です。



Q3 どんな背景があるの？

A 全国的に、暴力団事務所の使用差止等の裁判を起こし、住民有利の和解という結果が得られている一方、裁判を起こそうとした住民が、暴力団からの妨害や報復を恐れ、訴訟に至らないケースがあることから、暴追センターが付近住民等からの委託により訴訟を起こすことができるようにすることでこの問題の解決を図ったものです。

Q4 どんなときに頼むことができるの？

A 人格権、すなわち「何人も生命、身体、財産等を侵されることがなく平穏な日常生活を営む自由ないし権利」の受認限度を超えて違法に侵害されている場合に、暴迫センターに委託することができるというもので、受認限度を超えた侵害とは、例えば「対立抗争事件の発生」等を想定しています。



Q5 手続きはどうしたらいいの？

A まず暴迫センターに相談をし、受任の可否を検討してもらい委託契約を結ぶこととなります。

Q6 お金はどうなるの？

A 暴迫センターが、委託者との委託契約に基づき弁護士費用を含む訴訟費用を負担しますが、その実費の一部又は全部を委託者に請求することとなります。

**まずは、
暴迫センターに
相談してください。**



県内の暴力団情勢

現在、神奈川県内では実際にどれくらいの暴力団員が活動しているのでしょうか？

ここでは、指定暴力団を中心に神奈川県内の暴力団情勢を紹介します。

〈平成 25 年 1 月 1 日現在における神奈川県内の暴力団情勢〉

■ 県内の暴力団員等の合計 3,090 人

内訳 構成員 : 1,680 人

準構成員 : 1,410 人

※ 準構成員とは、暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいいます。

■ 県内の主要指定暴力団

・ 稲川会	74 組織	2,500 人
・ 六代目山口組	14 組織	320 人
・ 双愛会	6 組織	170 人
・ 極東会	3 組織	60 人
・ 住吉会	2 組織	40 人



※ 以上の主要指定暴力団で神奈川県内全暴力団勢力の 99.7%を占めています。

..... 平成25年度 分科会定例会のご案内

※ 関係団体及び関係者のみです。

1 開催日時 平成26年**2月4日**(火) 午後2時～午後4時

2 開催場所 **横浜市開港記念会館**(講堂) 横浜市中区本町1-6

3 次 第

(1) あいさつ 分科会会長代表

(2) 講 話 暴力団対策課

(3) ロールプレイング 暴力団対策課

(4) 講 演

横浜弁護士会 民事介入暴力対策委員会委員長

弁護士 菅 友晴 先生



神奈川県暴力追放推進センターの主な活動

- 1 暴力団員が行う不当な行為を防止する広報活動
- 2 民間組織が行う暴力追放運動を支援する活動
- 3 暴力団員からの不当な行為に関する相談活動
- 4 暴力団から少年への働きかけを排除する活動
- 5 暴力団から離脱しようとする人を手助けする活動
- 6 暴力団員を相手とした民事訴訟等の支援活動
- 7 暴力団員の不当な行為による被害者支援活動
- 8 事務所使用等差し止め請求訴訟
- 9 不当要求防止責任者講習の実施

もし暴力団から不当な要求があったら

■神奈川県警察本部暴力団対策課

不当要求相談電話 ☎ ^{ナ ク ナ レ 要 求} 0120-797049

条 例 専 用 電 話 ☎ 0120-110675

■(公財)神奈川県暴力追放推進センター

〒231-8403 横浜市中区海岸通2-4

警察本部庁舎内

☎ ^{ヤ ク ザ ゼ ロ} 045-201-8930

☎ ^{ヤ ク ザ ゼ ロ} 045-663-8930

ご寄付のお願い

(公財) 神奈川県暴力追放推進センターでは、企業、団体、個人の皆様のお力を集めて
広く暴力団排除活動を実践するためにご寄付をお願いしております。

当センターは公益財団法人でございますので、ご寄付は税法上の優遇措置を受けること
ができます。